

# 学生の皆さんへ

## アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

- Point 1** アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- Point 2** バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- Point 3** アルバイトでも、残業手当があります！
- Point 4** アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！
- Point 5** アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます！
- Point 6** アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません！
- Point 7** 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を！

平日夜間・土日の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時  
0120-811-610 土・日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！  
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→  
ポータルサイト  
「確かめよう 労働条件」



アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！  
また、通知書は大切に保管しましょう！！



## 労働条件通知書

※シフトの設定 (始業・終業の時刻、休日、勤務日など) に当たって、**学業とアルバイトの両立に配慮してください。**

殿 _____		_____年 _____月 _____日
会社等の名称と所在地 _____ 使用者の職名と氏名 _____		
契約期間	1 期間の定めなし 期間の定めあり (2~4は「期間の定めあり」の場合に記入) 2 契約期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 ( ) ] 4 契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ( ) ]	
就業の場所		
従事する業務		
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業 ( 時 分 ) 終業 ( 時 分 ) 2 休憩時間 ( ) 分 3 所定時間外労働の有無 ( 有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間) , 無 ) (有の場合でも法定時間を超えて労働させることはありません。) ※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。(なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げの場合もある。) ※2 変形労働時間制や交代制の採用の有無 ( 有 ・ 無 ) 有の場合、詳細は別途定める。	
休日及び勤務日	1 勤務日：毎週 _____ 曜日、その他 ( ) (週毎に勤務日が定められていない場合は) 週・月当たり _____ 日、その他 ( ) 2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 _____ 日 3 休日：毎週 _____ 曜日、国民の祝日、その他 ( )	
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 _____ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) _____ 日 時間単位年休 (有・無) 2 その他の休暇 有給 (種類： )、無給 (種類： )	
賃 金	1 基本賃金 イ 月給 ( 円)、ロ 日給 ( 円) ハ 時間給 ( 円)、ニ その他 ( 円) 2 諸手当の額又は計算方法 ( 手当 円 / 計算方法： ) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、所定超 ( ) % ロ 休日 法定外休日 ( ) % ハ 深夜 ( ) % 4 賃金締切日 (種類： ) - 毎月 _____ 日、(種類： ) - 毎月 _____ 日 5 賃金支払日 (種類： ) - 毎月 _____ 日、(種類： ) - 毎月 _____ 日 6 賃金の支払方法 ( ) 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ( ) ) 8 昇給 ( 有 (時期、金額等 ) , 無 ) 9 賞与 ( 有 (時期、金額等 ) , 無 ) 10 退職金 ( 有 (時期、金額等 ) , 無 )	
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 (退職する _____ 日以上前に届け出ること) 2 解雇の事由及び手続 ( )	
その他	1 社会保険の加入状況 ( 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その ( ) ) 2 雇用保険の適用 ( 有 ・ 無 ) 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 _____ 担当者職氏名 _____ (連絡先 )	

労働基準法第15条で、労働契約を結ぶ際に会社等から労働者に対して書面で労働条件を示すよう規定されています。